

令和3年8月16日
あんしん少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて【第1報～第6報】

この度の「令和3年8月11日からの大雨による災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取り扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地町村及び適用日について

①適用地域

広島県広島市安佐北区
広島県安芸高田市
広島県山県郡北広島町
広島県三次市
佐賀県武雄市
佐賀県嬉野市
佐賀県杵島郡大町町
福岡県久留米市
島根県江津市

②適用日

令和3年8月12日

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)